

乃木保育所保護者会会則

(名称・事務所)

第 1 条 この会は、乃木保育所保護者会と言い、事務所は乃木保育所内に置く。

(構成・目的)

第 2 条 この会は、乃木保育所に在籍する児童の保護者で組織し、保育所の運営を助けて、児童の健全な保護・育成を図る事を目的とする。

(事業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 保育所諸行事の援助
- 2 保育所運営への協力
- 3 その他

(役員)

第 4 条 この会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 委員 若干名
- 4 幹事 2名
- 5 監事 2名

(職務・任期)

第 5 条 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐する。

委員は会務を執行し、幹事は会務を処理する。

監事は会計を監査する。

役員任期は1年とする。

(会議)

第 6 条 この会に次の会議を開く。

- 1 総会
- 2 委員会

総会は全員で構成し、重要事項を協議する。委員は役員で構成し、会務の

執行に当たると共に、緊急事項を処理する。会議は、すべて会長が招集する。

(特別役員)

第 7 条 この会の幹事は保育所職員を委嘱する。この会に賛助委員を置くことができる。

賛助委員は会長が委員会に沿って委嘱する。賛助委員は会の運営を援助する。

(会計)

第 8 条 この会の経費は、会費、寄付金、その他で充てる。
会計の事務は幹事が担当する。

(慶弔・見舞)

第 9 条 慶弔・見舞については別に定める。

(改廃)

第 10 条 この会則は総会で改廃する。

(附則)

第 11 条 この会則は昭和40年7月1日より施行する。

乃木保育所保護者会慶弔見舞規程

(目的)

- 第 1 条 乃木保育所の職員及び会員が死亡被災等にあつたときは、それぞれ慶弔金、見舞金を贈るものとする。

(慶事)

- 第 2 条 勤続 2 年以上の職員が結婚した場合には、祝金を贈る。
祝金は、5,000 円とする。

(餞別)

- 第 3 条 勤続 2 年以上の職員が転任、退任した場合には餞別を贈る。
餞別は 3,000 円とする。

(傷病見舞)

- 第 4 条 職員及び会員が、会の活動中、事故により 1 週間以上の入院または加療の時は、協議の上、程度に応じ見舞金を贈る。

(被災見舞金)

- 第 5 条 職員及び会員の居住している住宅が、火災、風水害等によって、2 分 1 以上の焼失または、壊滅の被害を受けた時は、被災見舞金 3000 円を贈る。

(弔事)

- 第 6 条 職員及び会員、園児が死亡の場合は、その遺族に対し、弔慰金 5000 円を贈る。

(返礼)

- 第 7 条 本会からの贈呈、金品に対し、金品による返礼は絶対に行わないものとする。

(協議事項)

- 第 8 条 本規程に明示していない事項について、必要が生じた時は、その都度協議して決定する。

(附則)

- 第 9 条 この規程は昭和 59 年 1 月 1 日より施行する。
この規程は令和 3 年 5 月 6 日より施行する。